

# 改訂CGコード・対話ガイドライン、公表—東証、金融庁

去る6月11日、東証は「コーポレートガバナンス・コード」の再改訂版、金融庁は「投資家と企業の対話ガイドライン」の改訂版をそれぞれ公表した。

4月6日に公表された改訂案（2021年5月1日号（No.1610）情報ダイジェスト参照）に寄せられたコメントは賛成意見が多数を占めており、改訂内容についておおむね変更はなされていない。

CGコード、対話ガイドラインの主な改訂内容は次のとおり。

- (1) 取締役会の機能発揮
  - ・プライム市場上場企業において、社外取締役を3分の1以上の選任等
- (2) 企業の中核人材における多様性の確保
  - ・管理職における多様性の確保（女性・外国人・中途採用者の登用）についての考え方と測定可能な自主目標の設定等
- (3) サステナビリティをめぐる課題への取組み
  - ・プライム市場上場企業において、

て、TCFDまたはそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量の充実等

(4) その他
 

- ・プライム市場に上場する「子

## 会計

### 改正リース基準、オプション閾値の表現など再検討—ASBJ、リース会計専門委

去る6月7日、企業会計基準委員会は第100回リース会計専門委員会を開催した。

これまで改正リース会計基準の文案イメージをもとに議論された論点における再検討事項について、議論が行われた。

#### 所有権移転FLと所有権移転外FLの区分

所有権移転FLと所有権移転外FLの区分について、事務局から貸手・借手ともにその区分を廃止する文案が示されていたところ、関連諸制度にその区分は組み込まれており、区分を廃止すべきでないという意見が聞かれていた。

今回、再検討において、借手

会社」において、独立社外取締役を過半数選任または利益相反管理のための委員会の設置等

\*

今号では、本改訂の概要と実務ポイントを集約しているの  
で、ぜひ一読いただきたい。

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
7月12日(月)まで(10日が土曜日、11日が日曜日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和3年6月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
8月2日(月)まで(7月末日が土曜日、8月1日が日曜日のため)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和3年5月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和3年4月期) 2カ月延長法人(令和3年3月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(5月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(5月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、8月、11月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
7月中の市町村条例で定める日まで	⑧ 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付	

の行使価額について割安の場合に限定せず、他の要因を考慮して購入選択権の行使がほぼ（または合理的に）確実である場合とする」との修正案が示された。

専門委員から「現行基準と実務上変わる点があるのか」という質問に、「当初の提案では変わらないが、修正案では現行より範囲が広がる可能性がある」との回答があった。

**リース期間決定におけるオプションの閾値の表現**

IFRS 16号で用いられている「reasonably certain」の「合理的に確実」との訳語について、「ほぼ確実」と表現した文案イ

メージが示されていたが、IFRSを用いている企業や監査人から、一段高い確実性が要求される印象を持つ可能性があるとの意見が聞かれていた。

これを受けて、修正案ではIFRS 16号の蓋然性を採り入れていることを前提に「合理的に確実」との表現を用いることとされた。

専門委員からは「無理にIFRSと揃える必要はないのでは」「もっと作成者にわかりやすい表現を」という反対意見が上がった一方で、「IFRS 16号の考え方と同じことを示すのが重要」など、賛成意見も上がった。

**金融**

**くすぶる量的緩和縮小への思惑**

世界銀行は、6月8日に発表した世界経済見通しで、2021年の世界全体の実質経済成長率を5.6%と予測し、

前回1月の予測値から1.5ポイント上方修正した。これは、アメリカだけで3.3ポイント上方修正したことが寄与している。

アメリカでは量的緩和策の縮小開始時期に注目が集まっており、今後の各国の金融政策の行方は、米FRB（連邦準備制度

理事会）の動きがカギとなるとの見方がある。それを占ううえで、市場が特に注目する経済指標が2つ発表された。

1つは6月4日に発表された5月の雇用統計で、非農業部門の就業者数は前月比55万9千人増加、失業率は5.8%で同0.3ポイント低下だった。アメリカの民間調査会社ブルームバ

ーグの調査では、就業者数の予想中央値は66万1千人、失業率は

**経理に「効く」法律雑学**

**時効の存在理由**

白川 敬裕

「15年前の4500万円強盗事件、時効直前に逮捕」。2020年11月20日付け朝日新聞デジタルに掲載された記事の見出しです。記事によると、兵庫県で15年前に自動車販売業の男性を短刀で刺したうえ、現金4、500万円を奪ったとして、県警が11月20日、容疑者を強盗致傷の疑いで逮捕。強盗致傷罪の公訴時効（15年）の成立が12月10日に迫っていたそうです。

いったん、犯罪の時効が成立すると、その後、容疑者が裁判所に起訴されても、免訴という判決が下されます。免訴というのは、有罪か無罪かを判断せずに、刑事裁判の手続を打ち切る判決です（刑事訴訟法337）。

民事の債権でも、たとえば、「ビジネスで少額の融資を受けていたAさんが、支払日以降も請求されず、5年以上が経過して返済したのかどうか記憶も定かでなくなつた頃、突然返済の請求をされた」といった場合、Aさんは「時効です」と主張すれば、支払義務を免れることができます。

もともと、犯罪の被害者や民事の債権者からすれば、「時効だ」といわれても、腑に落ちないでしょう。そもそも、なぜ「時効」という制度が存在するのでしょうか。時効の根拠については、いくつかの考え方があります。犯罪の時効が存在する理由は、次のような見解があります。①時間の経過によって被害感情・応報感情が薄れ、犯罪の社会的影響が弱くなる。②時間の経過によって証拠等が散逸し、適正な裁判の実現が困難になる。③犯人が一定期間訴追されないという事実状態を尊重し、国家による刑罰権行使を制限して個人を保護する。どの見解も明快とはいえず、簡単に反論できてしまいます。

民事債権の時効が存在する理由として挙げられるのは、次の3点です。①長期にわたって存続している事実状態を前提に構築された社会秩序や法律関係の安定を図る。②古い事実の立証の困難から、真の権利者・無義務者を救済する。③権利の上に眠る者は保護に値しない。これらの理由も、充分な説明とはいえません。

結局のところ、「時効」制度が正当化される根拠は、「国会の民主的な手続で定められた法律だから」という点に求めるしかないでしょう。逆にいえば、「時効の制度が正当でないなら、国会で法律を変えればよい」ということ

という制度が存在するのでしょうか。時効の根拠については、いくつかの考え方があります。犯罪の時効が存在する理由は、次のような見解があります。①時間の経過によって被害感情・応報感情が薄れ、犯罪の社会的影響が弱くなる。②時間の経過によって証拠等が散逸し、適正な裁判の実現が困難になる。③犯人が一定期間訴追されないという事実状態を尊重し、国家による刑罰権行使を制限して個人を保護する。どの見解も明快とはいえず、簡単に反論できてしまいます。

民事債権の時効が存在する理由として挙げられるのは、次の3点です。①長期にわたって存続している事実状態を前提に構築された社会秩序や法律関係の安定を図る。②古い事実の立証の困難から、真の権利者・無義務者を救済する。③権利の上に眠る者は保護に値しない。これらの理由も、充分な説明とはいえません。

結局のところ、「時効」制度が正当化される根拠は、「国会の民主的な手続で定められた法律だから」という点に求めるしかないでしょう。逆にいえば、「時効の制度が正当でないなら、国会で法律を変えればよい」ということ

となりません。

実際、以前は、殺人罪ですら15年という時効が定められており、法改正により2005年から25年に延長されました。それでも、凶悪な殺人犯が25年間逃げ切れば処罰されなくなるのは不合理ですから、2010年の法改正より、殺人罪などの時効は撤廃されました。

民事債権についても、2020年4月1日から施行された改正法（民法）で、時効期間が改められました。改正前の旧法では、債権の時効期間は原則10年、商行為（ビジネス）債権の時効期間は原則5年とされつつ、①飲食店の食事は1年、②商品の売買代金は2年、③工事の請負代金は3年といった合理的理由が不明な短期時効が定められていました。改正法では、契約に基づく債権の場合、消滅時効の期間は原則として「5年」とされ、わかりやすくなりました（ただし、改正法の施行日である2020年4月1日より前に締結した契約に関しては、原則として旧法の時効期間となります）。

「時効」制度は、二元的な存在理由はなく、時代にあわせて変遷していくものかもしれません。

# 株式市場の懸念材料はどくなる？

5・9%だったため、このデータを材料に米長期金利が上昇する状況にはならず、逆に米10年物国債利回りは、1・6%台から翌週にかけて1・4%台まで低下する動きとなった。為替市場もドル/円が、110円台から翌週は109円台に下落している。

もう1つの注目指標は、米労働省が6月10日に発表した5月の消費者物価指数(CPI)上昇率である。4月の実績4・2%が2009年以来の高い伸び率だったため、特に注目されていた。5月は前年同月比プラス5・0%で市場予測4・7%を上回った。発表直後には、米長期金利とドル/円ともに上昇の動きをみせたが限定的で、トレンドにはならなかった。それでも、FOMC構成メンバーのFRB副議長が、条件付きながらFOMCでの量的緩和縮小の議論の開始を示唆するなど、徐々に政策変更への思惑が増す方向にある。

次の節目は、カンザスシティ連銀が毎年8月に開催する米ワイオミング州・ジャクソンホールでの経済政策シンポジウムである。量的緩和縮小を示唆することになるか、パウエルFRB議長の発言が注目される。

株式市場では、企業業績の回復、増収増益の傾向が一段とはっきりしてきたが、平均株価は一進一退が続いている。緊急事態宣言の行方、オリンピック開催の可否などの懸念材料が、投資家の決断を控えさせているのではないかとみられる。

こうした場合、特定の好材料銘柄への投資集中、将来の成長が期待される高技術の小型株への投資などが増えることが多い。6月上旬、大手医薬品メーカー、エーザイ(株)の株価が連日ストップ高となった。日経平均に採用されているような大型株では、こうした現象は極めて稀である。エーザイ(株)が米企業と共同開発した難病のアルツハイマー治療薬が米食品医薬品局(FDA)に承認されたことが要因である。

また、株式上場された高技術ベンチャー企業の集まりであるマザーズ指数は6月に入って着実に上昇しており、日経平均とは対照的な動きとなっている。株価は、懸念材料が改善、縮小に向かえば、上昇に向かう可

能性は十分にあると思われる。この点で、やはり政府が緊急事態宣言をどう扱うかがポイントになるとの見方がある。

現在、主要国の株式市場は日本市場ほどではないが、もたつき状態が目につく。多くの国が経済成長率の回復・上昇や、企業業績の好転を生かし切れていないようである。株式市場は、各国共通して、リーダー米国経済のインフレ加速・FRBの金融緩和政策の転換を懸念しているのではないかと考えられる。

ところが、肝心のアメリカは5月のインフレ率が事前予想を上回る5%に達したが、株式市場はさしたる反応をしなかった。市場はインフレ率が数カ月で落ち着き、金融緩和政策は続けるというFRBの発言を信頼しているとみられる。しかし、これがいつまで続くかはわからない。

いずれにせよ、オリンピック・パラリンピックを無事に終了させることができれば、株式市場の雰囲気も大きく変わってくるという期待の声もある。

## 法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 令和3年4-6月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和3年4-6月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,735社  
回答企業数 11,133社  
回収率 75.6%

**景況** ●貴社の景況  
令和3年4～6月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は▲4.7%ポイントとなり、令和3年1～3月期以降2期連続の「下降」超となっています。中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。  
先行きを全産業で見ると、大企業は令和3年7～9月期に「上昇」超に転じる見通し、中堅企業は令和3年7～9月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

●国内の景況  
令和3年4～6月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は▲13.7%ポイントとなり、令和3年1～3月期以降2期連続の「下降」超、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。  
先行きを全産業で見ると、大企業は令和3年7～9月期に「上昇」超に転じる見通し、中堅企業は令和3年10～12月期に「上昇」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。

**雇用**  
令和3年6月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は9.0%ポイントとなり、平成23年9月末以降40期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっています。  
先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。

**売上高**  
令和3年度は、2.8%の増収見込みとなっています。  
業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。

**経常利益**  
令和3年度は、6.8%の増益見込みとなっています。  
業種別にみると、製造業、非製造業ともに、増益見込みとなっています。

**設備投資**  
令和3年度は、7.4%の増加見込みとなっています。  
業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント)

		令和3年1～3月	令和3年4～6月	令和3年7～9月	令和3年10～12月
		前回調査	現状判断	見通し	見通し
大企業	全産業	▲4.5	▲4.7	7.7	8.4
	製造業	1.6	▲1.4	9.9	10.7
	非製造業	▲7.4	▲6.2	6.7	7.3
中堅企業	全産業	▲15.2	▲9.0	7.0	12.7
	製造業	▲10.6	▲6.1	4.4	14.3
	非製造業	▲16.6	▲9.8	7.7	12.3
中小企業	全産業	▲31.4	▲25.5	▲9.6	▲2.3
	製造業	▲28.5	▲20.1	▲11.2	1.6
	非製造業	▲32.0	▲26.6	▲9.3	▲3.1

国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント)

		令和3年1～3月	令和3年4～6月	令和3年7～9月	令和3年10～12月
		前回調査	現状判断	見通し	見通し
大企業	全産業	▲21.8	▲13.7	5.6	8.2
	製造業	▲8.7	▲5.0	6.8	9.3
	非製造業	▲28.1	▲17.9	5.0	7.7
中堅企業	全産業	▲36.1	▲26.6	▲1.1	6.7
	製造業	▲21.3	▲16.5	1.6	9.8
	非製造業	▲40.4	▲29.4	▲1.8	5.8
中小企業	全産業	▲52.7	▲44.1	▲23.3	▲6.9
	製造業	▲41.5	▲35.3	▲14.7	1.9
	非製造業	▲54.9	▲45.8	▲25.0	▲8.5

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年6月4日	企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討—開示とガバナンスの連動による持続的な価値創造サイクルの実現に向けて—」	JICPA	企業情報開示の質を高め、持続的価値創造サイクルの基盤とするためには企業情報開示のあり方を俯瞰的・横断的に検討する必要があるとの認識に立ち、「開示書類体系と情報構成」、「報告フレームワーク・基準」、「開示とガバナンスの連動」、「信頼を高める監査・保証」の4つの論点に焦点を当て、企業情報開示に関する課題を検討するとともに、当該課題を解決するための方向性について、特別委員会としての考えを整理したもの。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210604efb.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210604efb.html</a>	—
2021年6月7日	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正	金融庁	IASBが2021年3月31日までに公表したIFRSを、指定国際会計基準とするもの。金利指標改革に関して2020年8月27日に公表されたIFRS9号「金融商品」、IAS39号「金融商品：認識及び測定」、IFRS7号「金融商品：開示」、IFRS4号「保険契約」、IFRS16号「リース」の修正および、COVID-19による賃料減免に関して2021年3月31日に公表されたIFRS16号「リース」の修正が含まれる。公布の日から適用される。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210607.html">https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210607.html</a>	—
2021年6月7日	「攻めの経営」を促す役員報酬—企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引—(2021年6月時点版)	経産省	役員にインセンティブ報酬の導入を促進する政策的意義や、平成29年度以降の税制改正における措置の概要等を説明したもの。今回は、改正会社法によって認められた、株式の無償発行に係る記載を中心に更新された。 <a href="https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210607001/20210607001.html">https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210607001/20210607001.html</a>	—
2021年6月9日	監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」等の改正	JICPA	2020年11月公表の監査基準の改訂を踏まえ、「固有リスク要因」等の新たな概念の導入、リスク評価手続の明確化といった「重要な虚偽表示リスクの識別と評価の強化、適用の一貫性の確保」、および内部統制に関する用語の明瞭化といった「企業の内部統制システムの理解の一貫性の確保」等の改正が行われたもの。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210609fac.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210609fac.html</a>	—
2021年6月9日	監査基準委員会報告書(序)「監査基準委員会報告書の体系及び用語」の改正	JICPA	2016年1月以降に新設または改正された監基報等の内容について反映すべく、監基報540「会計上の見積りの監査」における「定義」に含まれる用語および監基報等の「定義」以外に報告書の理解を促進するために必要と考えられる用語の追加・修正等が行われたもの。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210609icb.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210609icb.html</a>	—

経理用語の豆知識

四半期決算等における有価証券の減損処理

四半期会計期間末における有価証券の減損処理については、継続適用を要件として、四半期切放し法のほか、四半期洗替え法の適用が認められている。

ただし、四半期決算等において市場価格のない株式等について減損処理を実施した場合には、年度決算等における洗替処理を行うにあたり、以下の事項に留意する必要がある。①四半期決算の時点において直近の財務諸表等の資料が入手されることが考えられるが、当該時点において減損処理の要件を満たしているならば減損処理を行うのが合理的である。この場合には、年度決算等において財政状態の改善等が明らかになっている場合を除き、戻入処理を行うことは慎重でなければならない。②時価のある債券については、格付の著しい低下など信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合には、時価が回復する見込みがあるとは認められないとされており、年度決算で戻入処理するような状況には至らないのが一般的と考えられる。

取引価格に基づく収益の額の算定

取引価格とは、財またはサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の額(第三者のために回収する額を除く)をいう。取引価格の算定にあたっては、契約条件や取引慣行等を考慮し、履行義務を充足したときまたは充足するにつれて、取引価格のうち当該履行義務に配分した額について収益を認識する。

取引価格を算定する際には、①変動対価(顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分)、②契約における重要な金融資産、③現金以外の対価、④顧客に支払われる対価、のすべての影響を考慮する。

顧客に支払われる対価について、対価を取引価格から減額する場合には、①関連する財またはサービスの移転に対する収益を認識するとき、②企業が対価を支払うかまたは支払を約束するとき、のいずれか遅いほうが発生した時点で(または発生するにつれて)、収益を減額することになる。